

Q7-1. 令和5年度に試験湛水を実施していますが、試験湛水とはどのようなものなのでしょうか。

- 『試験湛水』とは、通常の管理に移行する前に、サーチャージ水位以下の範囲内で、貯水位を上昇及び下降させ、ダム、基礎地盤及び貯水池周辺地山の安全性を確認することをいいます。

- 平成11年10月に発出されている『試験湛水実施要領（案）』において、試験湛水にあたって遵守しなければならない事項の原則を定めています。立野ダムにおいても、この実施要領に基づき、試験湛水を実施しました。

- 洪水時の貯留リスク等を考慮し、令和5年非出水期（令和5年10月～）から貯留開始することを目標に関連工事を進めていましたが、ダムの貯留水浸透を抑制する基礎処理工事において、想定よりも改良に期間がかかったことにより、開始時期を遅らせ、令和6年1月15日から試験湛水に伴う貯留を開始しました。

- 試験湛水中は、あらかじめ定めた計測・監視計画に基づき、ダムの堤体、基礎地盤及び貯水池周辺地山の挙動を綿密に計測・監視しました。

- なお、流水型ダムという特殊性、貯水池に国の天然記念物である『阿蘇北向谷原始林』が位置していることなどの立野ダム特有の課題から、試験湛水の方法、結果を公開の場で審議いただくため、『立野ダム試験湛水検討委員会』を開催し、専門家に適宜審議いただきながら実施いたしました。

○詳しい資料については[こちら](#)に掲載しています。